

難民・亡命者の位置

明治期の政治小説から見えてくるもの

栗原 丈和

1

市野川容孝は「難民とは何か」において英語の「refugee」「exile」の国際条約・法律での用法や、日本語の「難民」の用法の歴史を検討し、それらの言葉の間にある差異、またその差異から見えてくる現代へとつながる難民問題の諸相を明らかにしようとしている⁽¹⁾。そこで指摘されている様々な問題の困難さから見えてくるのは、「難民」や「亡命者」と呼ばれる人々こそが裏返しに国家というものの現状と限界を示しているということである。「難」に出遭ったり、「難」を避けるために本来の「元住地」⁽²⁾を離れざるを得なかつ

た人々は、そこにいれば受けられたはずの国家からの庇護を受けることができなくなっている。もちろん国家からの庇護といった時に、それは身体の保護、たとえば軍隊や警察といった暴力を担う組織によるものだけを指すわけではない。ミシェル・フーコーが指摘した「規律」に基づく「人間の身体解剖政治学」^{アナトモ・ポリチツク}や「調整する管理」による「人口の生政治学」^{ビオ・ポリチツク}もそこには含まれる⁽³⁾。

国民を国民たらしめるものが国家との間にあるどのような関係なのかは、ホームたりうる国家との関係を失ってより鮮明に見えてくる。近年の話題に引きつけられれば、年金や介護と

いった生活を保障してくれる制度に関して「難」に出遭った時にこそ国家の存在が意識され、問題化される。

さらにはジョルジョ・アガンベンによる次のような難民に対する指摘も考慮に入れるべきだろう。

難民（今世紀においてその数は増え続け、今日では人類のなかでも無視できない部分を占めるようになった）が近代の国民国家の秩序においてこれほど不安を与える要素になっっているのは、とりもなおさず難民が、人間と市民、**出生と国籍**のあいだの連続性を断つことで近代の主権の原初的虚構を危機にさらすからである。難民は、生まれと国民のあいだの隔たりを明るみに出すことで、政治の舞台に、その舞台の秘かな前提となっているこの剥き出しの生を一瞬出現させる。⁽⁴⁾

この引用の少し後で難民はさらに「生まれと国民の結びつきにはじまり人間と市民の結びつきにいたる国民国家の基礎的な諸範疇を根源的なしかたで危機にさらす、まさしく限界概念」と呼ばれている⁽⁵⁾。そこも合わせて考えると、引用中の「原初的虚構」とは「**元住地**」を無前提に国籍と結びつけることが実際には無根拠であること、さらに言えば「剥き出しの生」を隠蔽する国籍という制度自体が国民国家による産物であることを批判する言葉である。

日本においてこの「虚構」が無根拠さを隠蔽され、自明のものとなっていたのは、やはり国民国家の形成期である明治時代のことであると考えられる。実際近代的政治制度が流通する過程で自由民権や国権拡張の名の下に書かれたいわゆる明治初期の政治小説には、難民や亡命者を主要人物にすえたものが多い。もっとも中には「難」のためにホームから離れざるを得なかったのではなく、亡命者、すなわち国民としての生命（の保障）を亡くした状態を自ら選び取るような者たちも含んでいる。

未だ近代国家形成の過程の半ばにあつた、すなわち国民と国家との関係すら未完成だった日本において、国家との関係を失った人々を描いた小説が書かれたのは注目すべき事態である。人間が国家の成員、つまり国民であることを自明の前提とする近代以降の社会において、例外的な状況に置かれた難民・亡命者こそが、彼らが失った国家と国民の間の関係を浮き彫りにする。自明のものとして国家からの庇護を受けている人間を描いては見過ごされてしまうものがそこには描かれていると考えられる。むろん、そこで語られる難民・亡命者の亡国の嘆きが「原初的虚構」の自明化に一役買っているという見方もできる。当時の政治小説が担った近代的政治制度についての啓蒙という役割に照らせば、そちらの役割の方が強かつたとも言えるだろう。

また明治期の政治小説の作者の側に、例外的な状況の方が

政治や国家のありようについて描きやすいという見通しがあったとは限らない。政治小説だけではなく、たとえば明治一〇年代にさかんに翻訳されたジュール・ヴェルヌの小説では、登場人物たちは冒険に赴くために自ら国家の保護から逃れ、なおかつ国家の保護を受けずにいる者たちを救い出すという展開を含んでいた。また「難」に遭い放浪する者を主要人物とするフィクションはたとえば「水滸伝」「三国志」といった明治に入る前から読まれていたものの中にも多くあるだろう。そのような物語の範型を、近代の国民国家が生成される社会の中で自らが書く政治小説に参照したことが、結果的に「近代の主権の原初的虚構」を小説の中に導入させたという見方も可能である。

そこに現れる政治性は「生殺与奪の権」に関係するものが主であり、「人間の身体アナトモ・ボリチツクの解剖解剖政治学」や「人口ビオ・ボリチツクの生生政治学」は直接表象されているわけではない。それは当時の日本において近代的な軍隊・学校などの規律訓練のための制度が作りだされたばかりで未だ実質的な効力を示しておらず、また医学・衛生学などの学問やその実践も普及していく途上にあつたということも関係しているだろう。しかし、これから見ていくように亡命者・難民であるということは、政治的な力を国家に対して持つことができただけではなく、広く生活に關する権利や義務からも切り離された位置に置かれることであり、「元住地ホム」に戻るといふことは、権利と義務を引き受

けるといふことである。その中には生についての「規律」や「調整」は自明のものとして含まれている。

本稿では矢野龍溪の「異聞浮城物語」(一八九〇年・明治二三年、以下「浮城物語」と略)と「名士経国美談」(一八八三〜一八八四年・明治一六〜一七年、以下「経国美談」と略)、それに末広鉄腸小説「南洋の大波瀾」(一八九一年・明治二四年、以下「南洋の大波瀾」と略)東海散士「佳人之奇遇」(初編一八八五年、明治一八年)という多くの読者を得た四つの政治小説を通して、国家と国民の関係がどのように表象されているかを見ていくことにする。長らくその人物造形キャラクターや設定・ストーリーが前近代的な通俗性を引きずっていると評価されてきた政治小説が、実際には近代的な国民・国家に関する表現たり得ていることを明らかにしていきたい。

2

矢野龍溪「浮城物語」は明治初期の政治小説の系譜の掉尾を飾るものとして、「日本のナシヨナリズム」「南進論」⁽⁶⁾、「海外覇権」⁽⁷⁾、「海外雄飛」「海外渡航」「海外進出」⁽⁸⁾、といった政治思想や現実の政治と関係づけて論じられることの多かつた小説である。その際には政治家でありジャーナリストでもあつた作者矢野龍溪自身の思想や政治的な位置の変化と関連づけることもされてきた⁽⁹⁾。

またこの小説の評価をめぐって、同時代の小説の評価をめぐるいわゆる「文学極衰論争」からつながるやりとりが、石橋忍月や内田魯庵といった新しい世代の文学者たちと矢野龍溪の間に交わされたことでも知られている。先程政治小説の系譜の掉尾を飾るといふ言い方をしたのは、この「浮城物語」論争を境に政治小説の時代から、新しい文学観・小説観に支えられた「近代文学」の時代へと移るといふ見取り図が長く信じられてきたことに従った記述である。

ところが、そういった評価とは違ったところをついた同時代評が近年紹介された。評者の復軒居士によると「浮城物語」の登場人物たちは「不臣者」「横道者」「乱臣賊子」(5)に他ならないという。

余は実に此書を見て痛憤胸に満ち之を取りて地に擲てり
何を以て然るか 曰く作者が作良立花の大業を企てんとする思想を描出するに極めて純潔ならざるものあればなり 見よ作者が第六回に於て作良の物語を記したるを
作良は演説して云へり (前略) 我々已に此の地球に生れ来れり 応に此の全地球を以て一舞台とし稀世の大業を成すべきのみ 何ら必らしも日本のみに踟躑たらんと 又云へり 西洋人種は地球を以て功名の地と為し日本国人は自国を以て功名の地とす 痛嘆に堪ふべけんや (中略) 我々今將に全地球を蹂躪して無人の地を席卷

し日本に幾十倍するの大版図を拓て以て之を陛下に獻し我々請ふて其地を鎮せんとす 若し不幸にして日本の国力之を所有するに勝へずんば我々諸君と与に自ら其地に王たらんと 又た云へり 我々は諸君と与に後來海上の大王たらんことを期す 此島は則ち我々の居るへき所故に之を名けて海王島とせんと 実に其天を衝くが如き大言は驚くに堪へたり 然れども畢竟作良なるものは日本帝国の臣民たる資格を放棄し以て大業を海外に企てんとするものなり 即ち我天皇陛下の統制を脱却せんとするものなり 即ち我国内に在りて陳涉呉広たらざるも海外に出で、入鹿将門たらんとするものなり 豈に悪むべきの奸賊にあらずや(6)

作良・立花という二人の指導者に率いられた有志たちは、小説の現在時点である明治一年には未だ欧米列強の植民地とされていないアフリカのマダガスカルを領土とするべく船出する。本節の冒頭で述べたような評価を受けるゆえんであるが、当時の政治情勢からすれば特別に国家主義的と呼ぶような発想ではない。それどころか、引用した批評においては国家主義的・天皇主権的な基準に照らして登場人物たちの不徹底ぶりが批判されている。

引用文中で引用されている「浮城物語」の一部分は、大統領を務める作良が出発前に彼に従う人々に対して自分たちの

「大業」の内容を伝える演説である。復軒居士がここで批判しているのはそれが日本の国権の強化を目的としないという点である。領有の後には天皇に献上するつもりであるとは述べているものの、「日本の国力を所有するに勝へずんば」という仮定はその当時の状況からすればまもなく現実のものとなることが考えられ、彼らが「自ら其地に王」となる結果がもたらされるのは間違いない。また彼らは「日本の国旗を用るを不可と」して「将校会議」で「国旗を定め」るための議論を戦わし、実際に新たな国旗を定め(第九回) (21)、⁽²¹⁾「日輪放光三色の新国旗」を自分たちの船のマストに翻らせている(第十三回) (21)。

もつとも新国旗を定めるにあたって指導者の一人立花綜理は、「今我々大業を海外に立てんと欲するも其心、日本を忘れず尚ほ陛下の民たらんことを希ふ者なり。因ては日本の国旗に稍や近似するものを用ひんと欲す」(21)、「其心尚ほ父母の国を忘れざるの意を表するものなり」(21)と、日本との関係を精神的には確保することを主張してはいる。しかし、これは自らが「陛下の民」ではなくなり、また「父母の国」から離れてしまうことを自覚しているからこそその願いであり、意志であることになる。このような記述からすると、彼らが日本とは別の「国」を作り出そうとしていたという批判は誹謗中傷ではない。

また批評文中の「日本帝国の臣民たる資格を放棄し」とい

う記述は、主人公たち一行が海外での活動を本格的に始めるにあたってパスポート(「旅行券」「旅券」)を日本に送り返したことを指しているのだろう(第十三回) (26)。浮城隊の指導者は日本政府発行の「旅行券」を日本に返す理由として予め「我々将さに天下を横行せんとす、日本政府の旅券を所持せは恐くは累ひを父母の国に及ぼさん」(第三回)と語っていた(26)。つまり自分たちが日本の国民であることを証明するすべを失うかわりに、日本との関係を断ち自分たちの行動について日本が国家として責任を問われることを避けたわけである。実際、イギリス船の船長に国籍を問われた立花綜理は「我々は地球を以て家とし、天下を横行す。何そ必しも所属の国を是れ問はん」と答えている(第四十回) (26)。

この同時代評に初めて注目した表世晩は、そこから「浮城物語」と他の「明治二十年代南進論文学との相違」(26)を読み取っていこうとしている。そして小説中に「全体情勢を見渡して自らを相対化する龍溪の認識態度」(26)や「現実の国家から自由でいられる、仮想の視点」(26)を反映したものとしての評価がなされている。ただし先程も述べたように、小説の登場人物に関して言えば、たとえパスポートを手放したとしても彼らが「現実の国家から自由でいられる」わけではない。

パスポートは国外において自分自身の存在を証明するためには欠くべからざるものであり、それを手放すことは自らを

危険にさらすことである。つまり国家によって身分や身体の安全が保障された自国内における状態を、国外でも保つことをあえて避けているわけである。もつとも、オランダの正規軍との海戦で勝利する浮城丸のメンバーは、自ら国家たりうる武力・暴力を手にしているからこそ、パスポートを手放すことができたとも言える。国家の根源が暴力にあるという観点⁽³⁾からすれば、強力な武装艦を持つ彼らは既に素朴ながらも国家を成り立たせているとも言えるからである。

しかし、その一方でパスポートを所有している者は、それによって国民として国外においても常に国家に結びつけられていることにもなる。たとえ国外にしようと、かれらは国民として自分を意識し、またその国の国民として見られることになる。その状況は彼らの行動を自主規制的に拘束することになる。いわば自国を離れた国民への中央監視装置^{パノプティコン}的な機能をパスポートは果たしている。

ただ、日本政府の庇護から離れた亡命者の存在でいながら浮城隊一行には難民とはいいたい点がある。彼らはオランダ正規軍の軍艦相手に勝利するだけの軍事力と、メンバーの生活と健康を保障するだけの潤沢な財力と先進の医学を有している。本来であればその欠如こそが難民を難民たらしめているわけであるが、軍事力と財力を備えた彼らは日本からの亡命者というよりも、既に他の国家の国民であるといつても過言ではない。自ら国家を名乗り領土を獲得しなおかつそ

の領土と国民の安全を守る武力を備えているとすれば、確かに日本という国家の保護を受ける必要はなくなる。あらためて復軒居士の批評は「浮城物語」が持つてしまった国家の成り立ちと存在にかかわるものに対する批評性を正しく指摘していたことになる。

しかし、彼らはマダガスカルへ向かう途中で現在で言うインドネシアの地がオランダから独立するための支援を行うことになる。その土地で生まれた人間による国家を作ること自明の前提としている浮城隊の面々は、やはり「出生と国籍のあいだの連続性」というイメージにとらわれていると言えるだろう。この後は生まれた土地からやむをえず引き離された難民・亡命者の表象について検討してみよう。

3

積極的な国家からの離脱者の集団を描いたのが「浮城物語」だとすると、同じ矢野龍溪による「経国美談」は政治的な理由から「難」を逃れるために亡命せざるを得なかった人々を描いている。紀元前四世紀のギリシャの都市国家群の興亡とセーベの覇権の獲得を語る中で、前篇（一八八三年発表）においてはスパルタと結んだ「奸党」のクーデターから逃れたペロピダスたちセーベ「正党」の亡命先アテネでの活動が描かれ、後篇（一八八四年発表）ではスパルタのために国を失

ったメッセナ出身の難民の少年アリストメニスが、「亡国」にいたるまでの歴史をセーベの有志たちに語っている。亡命者・難民たちは国家の庇護を受けられないが故に常に不安定な境遇に置かれざるを得ないものとして描かれている。

たとえば前篇では、「奸党」はアテネに在るペロピダスたち「有志者」に対して「刺客」を派遣する（第七回）。アテネの国家の力が彼らを庇護するかもしれないことなど全く考慮せず、彼らの「生殺与奪の権」を未だセーベの国家が握っているかのような扱いをする。実際、アテネに亡命することができず投獄されたイスメニアスは「日光ヲモ仰グ能ハザル、幽暗ノ牢獄中ニ閉ヂ籠メラレ、数月ノ間、無限ノ苦楚ヲ蒙リ、苛刻ノ取扱ヒヲ、受ケタリト見エ、其ノ顔色ハ憔悴シ」ている様が伝えられる（前篇第八回）⁽⁵⁾。この法的根拠があるわけではない強制収容は、生死だけではなく国民として健康に生活できるかどうかもまた国家によつて決定されることを示す。

それは小説中のセーベ以外の国家においても変わらない。自ら専制政治を行い、その体制を他国へも輸出しようとしているが故に小説中では敵役を与えられているスパルタであっても、国民に生命と生活・健康を保障している点ではセーベやアテネと変わりはない。それは前篇二〇回において、占領していたセーベを守りきれず逃げ帰ってきた駐屯のスパルタ兵たちが罰として「市民ノ権利ヲ剥奪」されることからわか

かる⁽⁶⁾。権利とは国家が成員に対して保障するものであり、それを保障することを担保として国家に従うことを求めてくるのである。

さらに、後篇第一八回においては、スパルタにおける生活や人間関係にかかわる刑罰が「具朗杜（George Grote）氏著希臘史」に基づいて紹介されている。

表面ノ法律スラ、已ニ斯ノ如ク、厳刻ナル上ニ又、社会
交際ノ間ニ於テ、一層苦痛ヲ与ルノ、私罰アリ。苟モ敗
軍ノ時ニ生還シテ、公権ヲ剥奪セラレタル者ニ対シテハ
公会ト私見トヲ間ハズ、他ノ人民皆、其人ト與ニ、快ク
談話スルヲ愧ヂ、曾テ一人ノ之レト、交遊ヲ為スモノナ
ク、又其人ガ之ニモ愧ヂズ、盛飾シテ揚々ト、他人ノ間
ニ立チ交ルヲ、見ルトキハ、衆人傍ラヨリ之ヲ、嘲辱毆
打スルニ至ル。故ニ戦ヒ敗レテ生還スルモノハ、縦令ヒ
百年ノ生命ヲ有ツモ、畢生不愉快ノ境界ヲ、脱スル能ハ
ズ。死ニ優ルノ恥辱ヲ、蒙ルベキノ風習ナリキ。⁽⁷⁾

この「社会交際ノ間」での「私罰」は生命を奪われることこそないものの、「死ニ優ルノ恥辱」が与えられ「不愉快ノ境界」へ人間は突き落とされる。「恥辱」や「不愉快」を避けるためには、当然人前に出ることもはばかられるわけで、日常生活にも様々な支障を来すことになるだろう。はたして

生活のための物品の購入や病気の際の治療は普通に可能だったのだろうか。もつとも引用に続く部分には「勇武常ニ、列国ニ冠タル」スバルタではこの罰を受けた「其兵数甚ダ、多カラザ」るものだったという記述もある⁽²⁰⁾。しかし、(近代国家についての分析を古代ギリシヤの都市国家に適用する愚をあえておかせば)それも兵士・国民に対して「規律」を求め「身体」の「政治学」の結果と考えることもできるだろう。「人間の身体アナトモ・ポリチックの解剖政治学」として働く「生殺与奪の権」とは異なる政治性がここに描き出されている。

「経国美談」は古代ギリシヤの政治に明治の自由民権運動を重ね合わせたものだが、もちろん政治小説には同時代の政治を題材としたものも多い。その中には政治情勢のために「元住地」を離れ難民・亡命者として生きる人物を登場させたものがある。ただ直接日本の政治問題を取り上げるよりも、まずは既に国を失ってしまった者や、「難」を逃れ自国を離れざるを得なかった者を海外に求める形を取っている。それは今後の政治情勢の変化によっては、日本でも同じような難民・亡命者が生まれうるという予言・警告的な意味があつただろうし、また冒頭で述べたような国家と国民の関係を典型的に描き出せるという見通しもあつたのかもしれない。

たとえば末広鉄腸「南洋の大波瀾」はスペインの植民地である「呂宋国」における独立運動の有志多加山を主人公としている。多加山という日本人の名前になっているのは、当時

流行していた翻案探偵小説にならっているのだろう。実際小説の後半では彼を狙うスペイン人讓治との間に黒岩涙香を髣髴とさせるサスペンシ的な展開が用意されている。多加山は小説の半ばほどで政治犯として投獄され、地震に乗じて脱獄した後国外に逃れイギリスで亡命生活を送るが、讓治の陰謀によってフランスとスペインの国境近くまで連れ出されることになる。

しかしそのストーリーよりも注目したいのはロンドンで暮らす多加山の次のモノローグである。

龍動へ来て魔尼羅と云へば烟草たばこの名処と分つて居る計りで、何処の方にある国やらろくに知つて居る者はない。夫れも其の筈のことである。三百年前から独立を失ひ、イスパニヤ西班牙政府の支配を受け、六百万余の人民は奴隷も同じことであつて、文学智識が進歩せぬから、歐洲諸国の人々に野蛮と思ふて輕蔑せられても是非も無い……。(略)どうかして夫のイスパニヤ西班牙の兵隊官吏を迫出して独立の国となし、此の龍動の中央に公使館を置き、我がヒリッピン緋笠浜国の旗章を翻へしたいものだ。⁽²¹⁾

亡命者としての自身の位置が、国家の国民としての自意識をあらためて生み出す様子が描かれている。多加山のロンドンでの境遇は「経国美談」のセーベの有志たちがアテネでの

刺客に襲われたような危難にさらされるものではない。ロンドンの市民や近代国家としてのイギリスの世論が彼の生命と生活を庇護している。しかし、「元住地」を離れていること、本来自分は「元住地」に在るべきだという意識が現状を否定的に表象させる。たとえば多加山が言う「軽蔑」というのは「歐洲諸国の人々」が実際そう見ているかどうかよりも、そう見られてはならないという自意識にかかわっている。

多加山のような自意識を抱いた亡命者が一堂に会するところから始まるのが東海散士「佳人之奇遇」（初編一八八五年）である。アメリカのフィラデルフィアで日本人の東海散士がスペイン・アイルランド・清（本人の自意識としては明の遺民）の亡命者と出会うところから小説が始まっている。彼らもまたアメリカで暮らさざるを得ない自らの現状について、否定的にとらえている。

老父皇兄ト飲泣訣別シ、恢復ヲ誓ヒ、妾ヲ携へ逃レテ此地ニ匿ル。（略）国破レ家亡ビ親戚凋残ス。月ヲ望テ独座スレバ則チ悲憤両ナガラ集リ、花ニ対シテ行吟スレバ則チ憂愁交ハ至ル⁽²⁸⁾

（スペイン人幽蘭）

彼大ニ怒テ妾ニ冤枉ノ罪ヲ誣ヒ、愛国ニ住スルヲ禁ゼリ。妾故国ヲ放逐セラレテ憤恨深ク骨髓ニ入り（略）遂ニ跡

ヲ晦マシ歐洲ニ飄零シ、今又米國ニ来リ時機ノ到ルヲ待ツ⁽²⁹⁾

（アイルランド人紅蓮）

嗚呼英雄路ヲ失テ足ヲ托スルニ門ナク、豪傑名ヲ埋メテ生ヲ計ルニ術ナシ。今ヤ米人ノ我ヲ嫌悪スル虺^{きぜん}○蛇蝎ノ如ク、我ヲ蔑視スルコト黒奴ヨリモ甚シ⁽³⁰⁾

（明の遺民鼎範卿）

ヨーロッパ出身の二人の女性は政治上の亡命先での政治上の不遇について言及し、アジア人の鼎範卿にいたっては日常的な生活すら保障されない被差別的な境遇に置かれていることを述べている。これらの記述は政治上・生活上の保障が行われることが本来的な国家と国民との関係だということを前提としており、しかし彼らにはそれが欠けているというのである。本稿の冒頭で述べたとおり、これらの人物の亡国の嘆きによって、国家と国民の関係についての「原初的虚構」の自明化が促進された可能性がある。もつとも、「月」と「花」にことよせた対句表現や「国破レ」という杜甫の「春望」と重なる言い回しなど、これらの嘆きの表現は漢文・漢詩などに見られる常套的な表現ではある。つまり亡国を嘆くこと自体は特に近代的なことではない。しかし、それらの表現は文字通り居住地としての「元住地」を失い離れたことを嘆いて

いるかもしれないが、「佳人之奇遇」の亡命者たちはそれと同時に近代的な国家に対して国民としての位置を占めることができないことを想像力的に嘆いていると考えられる。

それは作者と同名の語り手・主人公である東海散士の彼らの慨嘆に対する反応から読みとることができる。このような亡命者たちの現状・自意識に重ねるようにして、彼も自らについて「散士モ亦亡国ノ遺臣、弾雨砲煙ノ間ニ起臥シ生ヲ孤城重困ハ中ニ偷ミ、国破レ家壊レ窮厄万状辛酸ヲ嘗メ尽ス」

(32)と語っている。ここで彼が言う「亡」くした「国」、またかつて「殉ジ」るべきと考えていた「国」とは日本のことではなく、戊辰戦争に敗れた彼の出身地である会津藩のことである。確かに彼は「国」の敗北・実質的な滅亡という「難」を体験していることは確かである。しかし彼の国家に対する意識はそれだけではなく、同時に「我帝国ノ為メニ鞠躬命ヲ致シ」(33)ていくことを生き残った現在の自分の課題ともしている。彼が言う「帝国」とは具体的な土地、たとえば会津などに限定されるものではなく、彼が直接関係したことのない土地を含むイメージとしての「日本」のことである。そこでは直接体験されいくばくかの実感を伴っているであろう故郷と、想像力によって形成される（国民）国家とが、自身の生命・生活を保障してくれるそれ（ら）を失った体験（への想像）を媒介にして結びついているのである。

以上、ほんの一部ではあるが、明治期の政治小説に登場する積極的な国籍離脱者を含む亡命者・難民の描かれ方から、近代における国民と国家との関係がどのように表象されたか見てきた。政治小説の退場と共に、近代文学における「限界概念」的な領域への関心は国内において「難」と直面している人々へと向かっていく。たとえばそれは貧民窟に対する衛生的政策や生活保護の必要を主張したルポルタージュ群であり、炭坑や工場の労働者の労働条件の改善を訴える社会主義者による作品群である。ただ、既にそれらについてはいくつかの研究が既に行われており、本稿ではそこからさらに遡って政治小説を取り上げた。さらに政治小説から次代の小説への接合がどのようになっているかを考える必要があるが、それについては機会をあらためて論じることにしたい。

注

(1) 小森陽一・市野川容孝『思考のフロンティア 難民』岩波書店、二〇〇七年。

(2) 前掲書、七八頁。

(3) ミシエル・フーコー『性の歴史Ⅰ 知への意志』（新潮社、一九八六年）。一七六頁。

(4) ジョルジョ・アガンベン『ホモ・サケル 主権権力と剥き出しの生』（高桑和巳訳）以文社、二〇〇三年（原著は一九九五年）。引用は「第三部 近代的なも

の生政治的範例としての收容所 二 人権と生政治」による。一八二頁。

(5) 前掲書、一八五頁。

(6) 上笙一郎「日本児童文学におけるナシヨナリズムの系譜——『浮城物語』から山中峯太郎へ——」『日本文学』一九六一年一〇月号。

(7) 松井幸子「矢野龍溪論——『浮城物語』と文学観——」『国語国文学論集』名古屋大学国語国文学会、一九七三年。

(8) 高橋修「ジャンルと様式^{モード}——日清戦争前後」『日本近代文学』50集、一九九四年。

(9) 注(7)に同じ。

(10) 「略評 浮城物語」、『出版月評』一八九〇年五月三〇日。引用は『文藝時評大系 明治編』(第一巻、ゆまに書房、二〇〇五年)による。二二四頁。なお引用に際して旧漢字を新漢字にあらためた。また現在は使わない特殊な用字も現行の用法にあらためた。以後の明治期の文献の引用も同様である。

(11) 前掲書。一二四頁。引用文中の省略・圏点は原文による。また引用に際して読者の便宜のために各文末に空白を入れた。

(12) 「浮城物語」の引用は『明治文学全集15 矢野龍溪集』(筑摩書房、一九七〇年)による。九三頁。

(13) 前掲書。九九頁。

(14) 前掲書。九三頁。

(15) 前掲書。九四頁。

(16) 前掲書。九九頁。

(17) 前掲書。八五頁。初出の『郵便報知新聞』(一八九〇年一月一日)と照合し、修正している

(18) 前掲書。一三九頁。

(19) 表世晩「明治二十年代の「南進論」を越えて——矢野龍溪『浮城物語』の国際感覚——」、『国文論叢』第三十号、二〇〇一年。五一頁。

(20) 前掲論文。五三頁。

(21) 前掲論文。五六頁。

(22) 萱野稔人『国家とはなにか』(以文社、二〇〇五年)を参照。

(23) 「経国美談」の引用は『経国美談上・下』(岩波文庫、一九六九年)による。上一一五頁。

(24) 前掲書。上二二二頁。

(25) 前掲書。下二四三〜四頁。

(26) 前掲書。下二四四頁。

(27) 「南洋の大波瀾」の引用は『明治文学全集6 明治政治小説集(二)』(筑摩書房、一九六七年)による。二九一頁。

(28) 「佳人之奇遇」の引用は『明治文学全集6 明治政

治小説集(二)による。一一頁。

(29) 前掲書。一三頁。

(30) 前掲書。一五頁。

(31) 前掲書。一六頁。引用に際して傍点を省略した。

(32) 前掲書。一八頁。引用に際して傍点を省略した。